

(案)

災害時における河川災害緊急対策業務（工事）に関する協定書

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所（以下「甲」という。）と、〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、洪水・地震、水質事故などの発生した災害（以下「災害」という。）における河川緊急対策業務（工事）（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲が管理する河川管理施設等において、災害の発生の恐れがある場合及び災害の緊急対策の必要性が生じた場合に、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を目的とする。

(業務の範囲)

第2条 洪水、地震、水質事故等の緊急時の作業とする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は、別図の甲管理区間（〇〇出張所管理区間）とその付近とする。

(業務待機)

第4条 甲は、河川管理施設等に洪水災害の発生の恐れがある場合に様式－1又は電話等の方法により、乙に対し現場又は出張所に待機を要請することができる。

2. 乙は、要請を受けた場合、甲又は担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が指示する現場又は出張所に速やかに待機するものとする。
3. その後の体制については、第5条のとおりとする。
4. 待機を行った場合は後日、様式－2により待機完了報告書を提出するものとする。

(業務の実施体制)

第5条 甲は、河川管理施設等に災害の発生の恐れがある場合及び災害が発生し必要

と認めるときは、被害状況に応じて様式－1又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況を把握し、書面又は電話等の方法により出張所長に報告し、甲又は出張所長の指示による当該被害の緊急対策業務を実施するものとする。

3. 乙は、要請を受け業務を実施する場合、速やかに現場責任者（1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者）を定め、書面又は電話等の方法により出張所長に報告するものとする。

（業務内容の指示）

第6条 業務内容の指示は、甲又は出張所長が様式－1により行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第7条 第5条第3項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第8条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに様式－3にて出張所長に報告するものとする。

（契約の締結）

第9条 甲は第4条第2項及び第5条第2項により乙に待機及び出動を指示したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

なお、乙は契約の締結にあたっては、法定外労働災害補償制度に加入していなければならないものとする。この際、当該法定外労働災害補償制度は元請・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、法定外労働災害補償制度は工事現場単位で随時加入する方式、又は直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

乙は法定外労働災害補償制度の加入状況について、様式－7により年度ごと

に5月末日までに甲に提出するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第10条 乙は予め災害に備え第5条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材及び建設機械等の数量を把握し、甲に様式-4、様式-5により報告するものとする。

2. 乙は前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 乙は協定締結時に取り決めた最低確保人員を誰にするかを取り決め、緊急時の連絡先を記載した名簿を様式-6により甲に提出するものとする。

4. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

5. 提出された内容に変更が生じた場合、年度ごとに5月末日までに郵送又は持ち込みにより提出するものとする。また、変更の無い場合は、上記日付までに内容変更の無い旨、書面にて報告するものとする。

(建設資機材等の提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく河川災害緊急対策に関しそれぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第12条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間（首都直下地震等の発生に伴い、甲が首都圏の重大被災事務所に復旧応援に向かわなければならない場合も含む）に出動を要請したときは、協議によりこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第9条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第 14 条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第 9 条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第 15 条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(研修等への参加)

第 16 条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練・研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。

(有効期限及び効力)

第 17 条 この協定の有効期限は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請、信用の失墜等があった場合の他、一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事又は維持修繕工事のいずれかに認定されない場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができるものとする。

また、乙が関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日 建設省厚第 91 号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

(協議)

第 18 条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第 19 条 この協定の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和6年 月 日

甲 茨城県水戸市千波町1962-2

国土交通省 関東地方整備局

常陸河川国道事務所長 佐 近 裕 之

乙 ○○県○○市○○町○○○番地

○○建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

参加資格確認申請書

令和6年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局
常陸河川国道事務所長
佐 近 裕 之 様

住 所 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇

印

「災害時における河川災害緊急対策業務（工事）に関する協定」に参加する資格について確認されたく申請します。

担 当 者：〇〇 〇〇

部 署：〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号：（代）〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇【（内）〇〇〇】

協定締結の希望区間 及び拠点となる本店、支店、又は営業所の所在地

会社名：〇〇建設(株)

希望する出張所管理区間を記載する。

優先度	項 目	
1	希望区間	〇〇出張所管理区間
	拠点の名称	〇〇社〇〇営業所等
	拠点の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
2	希望区間	
	拠点の名称	
	拠点の住所	

注) 拠点は、建設業法に基づく本店、支店又は営業所のうちいずれか1箇所とするが、希望する区間が複数の場合はそれぞれ拠点が異なってもよい。

河川工事の施工実績

会社名：〇〇建設(株)

平成20年4月1日以降完成し、引渡しが完了した施工実績を記載する。

工事名称	〇〇〇護岸工事 (CORINS登録番号：)	評定点： 点
発注機関名		
施工場所	〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇市〇〇地先	
契約金額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
工事概要	工事種別：一般土木工事・維持修繕工事 など 工事内容：	

注) 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい)。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、CORINSの写しを提出することで替えることができる。

出動要請時の人員配置

会社名：〇〇建設(株)

令和6年3月4日現在

項目	人数の合計
1級又は2級土木施工管理技士の人数	人（最低確保人員 人）
作業員的人数	人（最低確保人員 人） （最低確保人員のうちオペレータで計上した人員 人）
オペレータ的人数	人（最低確保人員 人）

注1) 作業員及びオペレータ人員は、自社及び協力会社により手配可能人員数とするが、協定期間中に早急な要請の必要が生じ、他の重複協定により人員がさかれた場合においても確保が可能な最低確保人員数についても記載すること。なお、オペレータと作業員が兼務する場合は、重複して計上してよいが、その際は合計で2人以上確保すること。

注2) 協力会社の職員を登録する場合は、貴社と協力会社の関係を証明できる書類の写しを添付すること。

出動要請時に確保可能な建設機械の状況

会社名：〇〇建設(株)

令和6年3月4日現在

番号	建設機械名	規格	単位	数量	数量建設機械所在住所	自社・契約
1	バックホウ	〇〇m ³	台	2	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇	自社
		〇〇m ³	台	3	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇	契約
2	ブルドーザー	〇〇 t	台	2	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇	協力会社
3	ダンプトラック	〇〇 t	台	5	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇	自社

注1) 対象とする機械は、移動式クレーン(4.9t吊り以上)、バックホウ(0.45m³以上)、トラック(2t以上、ダンプトラックを含む)とする。なお、バックホウ(0.45m³以上)及び・トラック(2t以上、ダンプトラックを含む)の両方を確保できない場合は協定を締結しない。

注2) 記載内容は、建設機械毎に名称、規格、数量、所有者(自社・協力会社・リースの別)保管場所の住所を記入すること。また他機関と要請が重なった場合でも、確実に確保できるものを記載すること。

※協定期間中、継続的に確保できるものに限る。

災害緊急対策に関する協定の締結状況

会社名：〇〇建設(株)

令和6年3月4日現在

協定名称	協定機関	協定期間	備考
			申請中 等